

事務連絡
令和6年5月13日

一般社団法人住宅リフォーム推進協議会 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

「リフォーム促進税制（子育て対応リフォーム）ご利用ガイドブック」
について（周知依頼）

日頃より、住宅生産行政に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和6年度税制改正により、「既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除制度」において、新たに、特例対象個人（※）が所有している家屋につき行う子育てに係る特例対象個人の負担を軽減するための増築、改築、修繕又は模様替（以下「子育て対応リフォーム」という。）に係る所得税の税額控除制度（以下「所得税の特別控除」という。）が創設され、令和6年4月1日より、制度の運用が開始されたところです。

（※）40歳未満であって配偶者を有する者、40歳以上であって40歳未満の配偶者を有する者又は19歳未満の扶養親族を有する者

今般、国土交通省において、子育て対応リフォームの対象となる工事内容等の詳細をまとめた「リフォーム促進税制（子育て対応リフォーム）ご利用ガイドブック」（別添参照。以下「ガイドブック」という。）を作成し、国土交通省のホームページにて公表いたしました。

つきましては、本ガイドブックについて、貴会会員の皆様にもご活用頂きたく周知へのご協力をお願いいたします。

なお、子育て対応リフォームに係る所得税の特別控除については、令和6年4月1日から令和6年12月31日までが適用期間となっておりますが、令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日 自由民主党・公明党）において、令和7年度税制改正にて同様の方向性で検討し、結論を得ることとされております。

<添付書類>

別添 リフォーム促進税制（子育て対応リフォーム）ご利用ガイドブック

<参考：ガイドブック掲載先URL>

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000248.html#kosodate

<本件に関するお問合せ先>

国土交通省住宅局 電話：03-5253-8111（代表） 内線：39427（齋藤）